

中小企業・小規模事業者の皆さまへ 業務改善助成金が改正されました。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

平成 27 年 2 月 3 日業務改善助成金制度が一部改正されましたのでお知らせいたします。

主な改正点

交付要件の対象労働者は「雇入れ後 6 月を経過した労働者」に限ることとなり、少なくとも 6 月以上経営を継続している企業に限られることになりました。

当該助成金を活用して自主的に賃金を引き上げた好事例として紹介するため「事業者名の公表に同意した者に限り」当該助成金を交付することとなりました。

事業場内の時間給 800 円未満の労働者の賃金を引上げ、労働能率の増進に資する設備・機器の購入等に係る経費の一部を、引上げ人数に応じて以下のように助成します。

労働者の時間当たりの賃金額を 40 円以上引き上げた場合は、助成対象経費に 2 分の 1 (常時使用する労働者の数が企業全体で 30 人以下の事業場にあつては 4 分の 3) を乗じた額又は 100 万円のいずれか低い額

10 人以上の労働者の時間当たりの賃金額を 60 円以上引き上げた場合は、助成対象経費に 2 分の 1 (常時使用する労働者の数が企業全体で 30 人以下の事業場にあつては 4 分の 3) を乗じた額又は右記の額のいずれか低い額

引上げ人数	助成上限額
10 人～14 人	130 万円
15 人～19 人	140 万円
20 人以上	150 万円

交付しない場合

交付決定の日の前日から起算して 6 月前の日から決定の日の属する会計年度の末日又は当該決定の日から 6 月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、以下の事実が認められた場合ですが、この他にも要件がありますので、ご注意ください。

ア 当該事業場の労働者を解雇した場合 (勧奨を受けて労働者が退職した場合又企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者がこれに応じた場合を含む。)

イ 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合

ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少に係る労働契約の内容を変更して変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

過去に業務改善助成金の交付を受けている場合

助成対象経費

労働能率増進に資する設備投資等の経費には、単なる経費削減のための経費 ((例) LED 電球への交換、エコカーへの買い替え等) 職場環境を改善するための経費 ((例) エアコン設置、執務室の拡大等) は含まれません。

なお、当然に通常の事業活動に伴う経費 ((例) 事務所借料、光熱費等) は労働能率増進に資する設備投資等の経費には該当しません。

詳しくは「厚生労働省」[「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金\(業務改善助成金\)」](#)検索をご確認ください。

上記に関するお問い合わせ・申請先

長崎労働局労働基準部賃金室 ☎ : 095 - 801 - 0033

〒850-0033 長崎県長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階
<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>